

# ベビーシッター派遣事業割引券

## お申込・ご利用方法

### ①ベビーシッター事業者との契約

事前にご利用予定のベビーシッター事業者が全国保育サービス協会が認定する「割引券取扱事業者」であることをご確認のうえ、ベビーシッター事業者とご契約ください。

[http://www.acsa.jp/htm/babysitter/ticket\\_handling\\_list.htm](http://www.acsa.jp/htm/babysitter/ticket_handling_list.htm)

### ②申込フォームに入力・必要書類の提出

<https://forms.gle/XrJgU5LLgSTD8fvz8>

必要に応じてベビーシッター事業者との契約書(写)、配偶者の就労証明を提出。

### ③割引券発行

申込内容および必要書類を確認後、男女共同参画推進センターから申込者へメールにて電子割引券のURLを送付します。

### ④電子割引券の利用方法

お使いのスマートフォン等から割引券のURLを提示し、お気軽にご利用いただけます。詳細は全国保育サービス協会のホームページ(<http://www.acsa.jp/htm/babysitter/>)掲載の「電子割引券画面操作マニュアル(利用者向け)」をマニュアルをご覧ください。

## お申込・お問い合わせ 男女共同参画推進センター

TEL 0263-37-3150

URL <https://www.shinshu-u.ac.jp/danjo/support/babysitter.php>

Mail [sufre@shinshu-u.ac.jp](mailto:sufre@shinshu-u.ac.jp)



男女共同参画推進  
SHINSHU UNIVERSITY

